



発行 税理士法人 **中央総研**

桑名市大福 406-1

TEL0594-23-2448

FAX0594-23-3303

E-mail: sasaya@cri-sasaya.com

URL:http://mie-cri.com

今月の担当

グループ長 森 真子

森 祥子

2024 年度税制改正大綱

【はじめに】

いよいよ師が走る「師走」も下旬になって参りました。12月12日に京都・清水寺さんの「今年の一文字漢字」が発表されました。

ズバリ、「**税**」です。



【税制改正大綱】

2024年度与党税制改正大綱は、12月14日（木）自民・公明両党が発表しました。岸田文雄首相が力を入れる1人当たり4万円の定額減税や子育て関連策などが盛り込まれています。しかし、効果や内容に疑問があるものも目立つように思います。

【大綱の主な5つの項目】

大綱の主な項目は下記の通りです。

	項目
①	定額減税
②	扶養控除縮小
③	子育て世帯向け減税
④	賃上げ税制など
⑤	防衛増税

① 定額減税

・納税者本人+扶養家族分で

1人当たり所得税3万円・住民税1万円

計4万円を減税することとなります。

2024年6月から実施し、年収2,000万円超を対象から除外します。

夫婦と子ども2人の4人家族の場合、1世帯で計16万円の減税になります。会社員の場合、2024年6月に支給される給与やボーナスから源泉徴収される所得税・住民税が減って手取り額が増えることとなります。

この減税措置でカバーできない層には減税と給付を組み合わせ対応し、幅広い世帯の負担を軽減できるようになります。

② 扶養控除縮小

・児童手当の対象を高校生まで拡大する代わりに、16歳～18歳の子どもを育てる世帯向けの扶養控除は縮小することとなります。

高校生年代の子どもがいる世帯の扶養控除を所得税は年25万円に、住民税は年12万円に縮小することとなります。

高校生まで児童手当の支給を延長する一方扶養控除は縮小

	児童手当	扶養控除
0～15歳	原則、年12～18万円	なし
16～18歳	これまで	なし
	これから	年12万円
		年収から所得税38万円、住民税33万円控除 控除額を縮小

③ 子育て世帯向け減税

・省エネ性能の高い住宅を購入する子育て世帯と若い夫婦に限り現行の**住宅ローン減税**の優遇措置を維持する。

	2024年入居、借入限度額	
	子育て世帯	その他の世帯
長期優良住宅 低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

・扶養控除とは別に所得税と住民税の負担を軽減する「**ひとり親控除**」を拡充する。

④ 賃上げ税制など

・物価高を上回る賃金上昇を目指します。

大企業の要件を厳格化する一方、中小企業は**法人税**から賃金増加額の**最大45%**を減税できるようにして現行の40%から引き上げます。

赤字でも将来の黒字を見込んで減税の権利を最大5年繰り越せるようになります。

・**半導体や電気自動車（EV）**の生産・販売量に応じた法人税の減税措置を創設し、経済安全保障上の戦略分野の国内投資を促します。

⑤ 防衛増税

・開始時期の決定を来年に先送りする。

・財源となるたばこ税は加熱式を優先して引き上げ、紙巻きと同水準の税負担にする。

《代表社員 笹谷 俊道》

初夢で「一富士、二鷹、三なすび」を見ると良いとされるのはなぜでしょうか？

住宅取得等資金の贈与

2024年度税制改正大綱が発表されました。住宅取得等資金に係る贈与税の非課税についても改正があります。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、2023年12月31日が期限とされていましたが、**2026年12月31日まで3年延長**されました。

非課税限度額は、下記となります。

- ・省エネ等住宅 →1,000万円
- ・省エネ等住宅以外 →500万円
- ・省エネ等住宅(震災特例法) →1,500万円
- ・省エネ等住宅以外(震災特例法) →1,000万円

省エネ等住宅の家屋の要件についても、一部、改正がありました。下記の要件のいずれかに適合する住宅家屋であることの一定の証明がされるものが該当します。

-改正前-

- ・断熱等性能等級4以上 又は 一次エネルギー消費量等級4以上であること。
- ・耐震等級(構造躯体の倒産等防止)2以上 又は免振建築物であること。
- ・高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上であること。

-改正後-

- ・断熱等性能等級5以上 かつ 一次エネルギー消費量等級6以上であること
- ・耐震等級(構造躯体の倒産等防止)2以上 又は免振建築物であること。
- ・高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上であること。

2023年12月31日までに建築確認を受けた住宅または、2024年6月30日までに建築された住宅は、改正前の要件である断熱等性能等級4以上または、一次エネルギー消費量等級4以上であれば、省エネの要件による非課税限度額の上乗せが適用されることとなります。

<森(真)>

償却資産について

<償却資産とは>

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、事業者が所有している土地や家屋以外の事業の用に供する有形の固定資産(構築物、機械装置、工具器具備品など)で、減価償却費等として費用化されるものを指します。また、テナントとして賃借している建物に施した内装なども、課税の対象となります。

他方、自動車税や軽自動車税の対象となる車両運搬具は、課税の対象外です。

なお、次のような償却資産でも、1月1日現在、事業上使用することができる状態であれば、課税の対象となります

- ・簿外資産
- ・遊休資産
- ・減価償却を終えた資産
- ・未稼働資産

<国税との違い>

償却資産に係る固定資産税は、主に次の点について国税と取扱いが異なります。総勘定元帳上では残高がなかったとしても償却資産の対象となる場合があるため、対象となる資産は必ず固定資産台帳に登録し、所有状況等は固定資産台帳等と突合しながら確認しましょう。

<国税との取扱いの相違点>

	固定資産 (償却資産)	国税(法人 税・所得税)
圧縮記帳	認めない	認める
特別償却・割増償却	認めない	認める
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	課税対象	損金又は必要経費
評価額の最低限度	取得価額×5%	1円 (備忘価額)

<申告と納税>

毎年1月末日までに、1月1日現在所有する償却資産の所在地の市町村へ報告します。その後4~5月に届く納税通知書と納付書に基づき、納期限までに納付手続きを行います。ただし、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されないため、納税通知書等は届きません。

<森(祥)>

徳川家康が、自らが出た駿河の国で自慢できるものを「一に富士、二に鷹、三に茄子」と言っていたといわれています。徳川家康自慢の三つを初夢に見ることが出来れば、その人の1年も安泰ということだといわれています。縁起物として定着したという説と、富士山は日本一の霊山であり、鷹は最も強い猛禽類、茄子は「物事を成す」ことに通じることから、この三つは縁起が良いとされたという説もあります。